

教育委員会会議録

平成27年3月24日(火) 午後1時00分 開会
午後2時31分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員

岩月慎自委員長、笠松和永委員、佐藤元英委員、松本真理子委員、則竹伸也委員
野村道朗教育長

3 説明のため出席した職員

加古三津代教育次長、岡田信管理部長、竹下裕隆学習教育部長
溝口正己生涯学習監、杉浦慶一郎総合教育センター所長、八木亨総務課長
永井勇一財務施設課長、本荘久晃教職員課長、伊藤良一福利課長
森繁雄生涯学習課長、荻原哲哉高等学校教育課長、高田和明義務教育課長
黒谷厚志特別支援教育課長、鈴木裕健康学習課長、大野芳樹体育スポーツ課長
橋本礼子教育企画室長、山本雅夫文化財保護室長、稲垣直樹総務課主幹
山崎真澄総務課主幹、安藤昌弘教職員課主幹、壁谷幹朗教職員課主幹
坪井基紀高等学校教育課主幹、加藤博之義務教育課主幹、稲葉均総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

岩月委員長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 委員長報告

なし

6 教育長報告

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項2 公立学校事務職員の懲戒処分について及び
報告事項3 公立学校教員の懲戒処分については人事案件であるため、非公開にて報告
を受けることとした。

(1) 平成27年2月定例県議会の概要について

八木総務課長が、平成27年2月25日から3月20日までの会期で開催され
た定例県議会における教育委員会所管分の質疑状況等について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 公立学校事務職員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の
規定により、会議録は別途作成。

(3) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(4) 損害賠償等請求事件について

本荘教職員課長が、損害賠償等請求事件に係る判決言渡しについて報告。岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(5) 愛知県義務教育問題研究協議会の報告について

高田義務教育課長が、愛知県義務教育問題研究協議会が平成25・26年度の協議題「若手教員の育成を図る研修の在り方」について研究協議を行い、「若手教員の育成を図る研修の手引き」を作成したことについて報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

中身が濃く、非常によくできた手引きだと思う。今後、この手引きがどのくらい活用されたのかを確認することは考えているのか。

(高田義務教育課長)

このような資料がどのくらい活用されたかを確認することは、非常に大事なことであると考えているので、今後、学校教育の担当指導主事会において、その状況を把握していきたいと考えている。

(松本委員)

しっかりと活用してもらいたいと思う。

(佐藤委員)

指導者における「若手教員を育てる3つのポイント」が示されているが、このポイントに対応する若手教員側としてのポイントが研修等において、分かりやすく整理されるとよいのではないかと思う。

(高田義務教育課長)

最近、若手教員においても年齢層やそれまでの経験も多様化しており、それぞれの研修に対するニーズ等も一様ではないため、研修を実施していく上では、指導者と若手教員がそれぞれお互いに意見を言い合いながら、研修の目標をつくっていくことが大切であると考えている。今回作成した手引きについては、若手教員にも読んでもらい、指導者と若手教員の相互に研修を深めてもらえるよう周知していきたいと考えている。

(岩月委員長)

指導者とは、どのような者を想定しているのか。

(高田義務教育課長)

校長、教頭、主幹教諭、教務主任及び校務主任を指導者として位置付けており、この手引きでは、その他の若手教員を指導する者を含めて、指導者としている。

(岩月委員長)

この手引きはWebページからダウンロードして使用することであるが、対象者に通知文を紙で渡すことのほうが、しっかりと対象者に届くのではない

かと思う。

この手引きは、きめ細かく、丁寧に、非常によく作成されているものと思うが、一方、現場の教員においては、このような手引きに定められた研修だけでなく、日々生じる様々な問題に対して、自らが考えて研修に取り組むような環境をつくってもらいたいと思う。

いずれにしても、この手引きは非常によくできているので、しっかりと現場で活用されるようお願いしたい。

(6) 愛知県生徒指導推進協議会の報告について

高田義務教育課長が、愛知県生徒指導推進協議会が平成25・26年度の協議題「問題行動の深刻化を防ぐ生徒指導体制の在り方」について研究協議を行い、生徒指導リーフ「学校と関係機関等との連携の在り方～問題行動の未然防止・早期解決のために～」を作成したことについて報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(松本委員)

非常によくできた資料であり、教育現場の隅々まで届けてもらいたいと思うが、この資料はすべての小中学校に配布されるのか。

(高田義務教育課長)

公立の小中学校には、電子データですべての学校に配布することとしている。

(7) 第70回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について

大野体育スポーツ課長が、第70回国民体育大会冬季大会愛知県選手団の成績について報告。

岩月委員長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

7 議題及び議事の概要

岩月委員長が各委員に諮り、第15号議案 平成27年度教職員定期人事異動について及び第16号議案 平成27年度事務局等職員の人事については、人事案件であるため、非公開において審議することとした。

第3号議案 愛知県教育委員会会議規則の一部改正について

八木総務課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長が一本化されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岩月委員長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員長の職がなくなり、新たな制度が始まることになるが、提出された議題について、今までどおり、教育委員会会議で審議し、合議により決定していくことに変わりはないと考えてよいか。

(八木総務課長)

第5号議案にも関係するが、新しい制度においても、教育委員会会議に諮る議題等についての見直し等は予定しておらず、今までどおり議案等について議決をいただき、また、今までどおり事務局から報告をさせていただくことになる。

第4号議案 愛知県教育委員会会議傍聴規則の一部改正について

八木総務課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長が一本化されること等に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第5号議案 教育長に対する事務委任規則の全部改正について

八木総務課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項に基づく教育委員会の権限に属する事務の委任及び臨時代理並びに専決について定める必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第6号議案 愛知県教育委員会公告式規則の一部改正について

八木総務課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長が一本化されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第7号議案 愛知県教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定について

八木総務課長が、愛知県教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定に伴い、教育長の職務に専念する義務の免除に関して必要な事項を定めるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第8号議案 愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

八木総務課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長と教育委員長が一本化されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第9号議案 愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則の廃止について

八木総務課長が、愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正に伴い、愛知県教育委員会教育長の期末手当基礎額の加算に係る割合を定める規則を廃止する必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第10号議案 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

八木総務課長が、学習教育部体育スポーツ課の名称変更等に伴い、所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第11号議案 教育職員免許法並びに教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

本荘教職員課長が、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等に伴い、関係規定の所要の改正を行う必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（岩月委員長）

保育士の資格を有する者の教員免許の取得に係る規定であるが、幼稚園免許を有する者が保育士の資格を取得する場合の規定はあるのか。

（本荘教職員課長）

保育士の資格については詳しく承知していないが、幼稚園免許を有する者の保育士の資格取得についても規定はあるはずである。

第12号議案 県立高等学校教育推進基本計画について

荻原高等学校教育課長が、本件高等学校教育を取りまく諸課題を踏まえて、時代の変化や生徒のニーズを踏まえた高等学校づくりを推進するために、10年後を見据えたグランドデザインとなる「県立高等学校教育推進基本計画」を策定する必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（松本委員）

今後、実施計画を策定していくとのことであるが、どのように策定作業を進めていくのか。

（荻原高等学校教育課長）

基本計画の策定にあたっては、外部委員が中心となって検討を進め、大きな方向性を定めたが、実施計画については、この大きな方向性を踏まえ、具体的にどの学校に、どのような学科等を設置していくのかなどを、事務局職員と学校現場の教員が中心となって検討し、策定していきたいと考えている。

（野村教育長）

実施計画については、具体的な事業ということになるので、財政当局との調整も進めながら策定していくことになる。

（岩月委員長）

この基本計画には、将来が楽しみになるような「夢」が散りばめられており、県立高等学校の今後の10年が期待されるところである。

具体的な実施計画の策定及び実施にあたっては、予算の制約や激変緩和への措置等により、当初に思い描いたビジョンよりも徐々に現行に近づいて、尻すぼみになってしまうことがある。そのようなことのないように頑張ってもらいたい。

また、田口高等学校に特別支援学校分教室が設置されたように、高等学校と特別支援学校の融合といった取組みについても積極的に勧めてもらいたい。

今後、具体的な実施計画を策定するにあたっては、この基本計画において

描かれた「夢」を一つでも多く実施できるように、頑張ってもらいたい。

第13号議案 平成29年度以降の愛知県公立高等学校（全日制課程）入学者選抜における通学区域並びに群及びグループ分けについて

荻原高等学校教育課長が、平成29年度から、新たな群・グループ分けで入学者選抜を実施するために、その対象となる現在の中学校1年生に周知する必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第14号議案 愛知県教科用図書選定審議会規則の一部改正について

高田義務教育課長が、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため請議。

岩月委員長が各委員に諮り、全会一致により原案どおり可決された。

第15号議案 平成27年度教職員定期人事異動について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第16号議案 平成27年度事務局等職員の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 通信及び請願

なし

9 自由討議

なし

10 その他

(1) 年度末にあたって、閉会において岩月委員長からあいさつがあった。

(2) 傍聴人 2名